学 校 安 全 e - ラ ー ニ ン グ

基 礎 研 修 ① テ キ ス ト 資 料

対 象

教職員を目指す学生等

学習目標

学校安全に関する基礎的知識を身に付けている

求められる資質・能力

- 学校安全の重要性を理解している
 - 学校安全の意義について理解している
 - 第3期教育振興基本計画の教育施策目標における学校安全の位置付けを 知り、その内容を理解している
 - 第3次学校安全の推進に関する計画における、学校安全の目標(目指すべき姿)を理解している
- 下記に関する基礎的な知識を身に付けている
 - 学校安全における3領域(生活安全・交通安全・災害安全)の区分及びその 具体的内容
 - 学校安全の体系(安全教育・安全管理・組織活動)
 - 教育要領・学習指導要領における安全教育の位置付け
 - 学校保健安全法に定める事項
 - 学校安全計画の概要
 - 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の概要
 - 組織活動の概要(学校における体制整備、家庭・地域・関係機関との連携)

1. 学校安全の重要性

1.1 学校安全の意義

学校安全の意義

- ■児童生徒等が生き生きと活動し、 安心して学べるようにするために 安全を確保
- ■生涯にわたって健康・安全で 幸福な生活を送る基礎を培う
- ■進んで安全で安心な社会づくりに 参加し、貢献できる資質・能力を 育てる

4

「生きる力」を育む学校という場において、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、安全が確保されることが不可欠の前提となります。

そして学校では、児童生徒等の安全を確保するだけでなく、児童生徒等が生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることが重要です。

参照 | 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)p.7,8

○ 校内研修シリーズ No.32「学校安全(総論)」((独)教職員支援機構)



 \oplus

◆ より詳しく学ぶために...

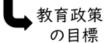
一(独)教職員支援機構の校内研修シリーズでは、学校安全に関する様々な講義・関連教材が提供されています。 学校安全の意義をはじめ、学校安全に関する総論を知る上では、特に上記の講義が有用です。



1.2 第3期教育振興基本計画

第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)

- ■今後の教育政策に関する基本的な方針
 - → 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を 育成する
 - 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を 育成する
 - 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
 - 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを 構築する
 - 5 教育政策推進のための基盤を整備する



児童生徒等[※] の安全の確保

** 幼児、児童 及び生徒

5

平成 30 年 6 月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」では、5つの基本的な方針のうち、「教育政策推進のための基盤整備」の具体目標に、「児童生徒等の安全の確保」を位置付けています。

その中では、「児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達の段階や学校段階、地域特性 に応じた質の高い学校安全の取組を、家庭、地域、関係機関等とも連携・協働しながら、全ての学校において推進す る必要がある」としています。

参照 | 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)p.8,9



◆ より詳しく学ぶために...

● 第3期教育振興基本計画(閣議決定 H30.6.15)



教育振興基本計画は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき政府として策定する計画です。平成30 年 6 月 15 日付けて、第 3 期の教育振興基本計画が閣議決定されました。



文部科学省のサイトには、計画本文、概要のほか、パンフレット等も掲載されています。

1.3 学校安全の目標~目指すべき姿~

学校安全の目標 ~目指すべき姿~

第3次学校安全の推進に関する計画 (令和4年3月閣議決定)

<目指す姿>

- ●全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- ② 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の 発生件数について限りなくゼロとすること
- ③ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

12

令和4年3月には、学校保健安全法に基づき、学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策を示す計画として、「第3次学校安全の推進に関する計画」が策定されています。ここでは、今後の学校安全の目指すべき姿として3つの目標が掲げられています。

第一の目標は、全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けることです。この「自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう」という言葉は、第3次計画で新たに追加され、強調されています。また、ここでの資質・能力とは、「日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力」を指します。

第二の目標は、学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロとすること、そして 第三の目標は、学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中 心に減少させることです。

こうした目標に沿って学校安全を推進するための方策として、「学校安全に関する組織的取組の推進」「家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進」「学校における安全に関する教育の充実」「学校における安全管理の取組の充実」「学校安全の推進方策に関する横断的な事項等」の5つが挙げられています。

◆ より詳しく学ぶために...

● 第3次学校安全の推進に関する計画について(文部科学省 R4.3)



「第3次学校安全の推進に関する計画」は、学校保建安全法に基づき、学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策を示すものです。第2次計画期間(H29~R3年度)が終了することから、中央教育審議会の審議を踏まえて、国は各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、新たな5年間(令和4~8年度)の計画として策定しました。(閣議決定 R4.3.25)。



以下の関連資料が一括して掲載されています。

- 第3次学校安全の推進に関する計画(PDF:629KB)
- 第3次学校安全の推進に関する計画【概要】(PDF:472KB)
- 第3次学校安全の推進に関する計画について(周知)(PDF:118KB)



2. 学校安全の領域と体系

2.1 学校安全の3領域

学校安全の3領域

生活安全

交通安全

災害安全

日常生活で起こる 事件・事故

危険な場面 事故防止 安全な歩行 自転車・二輪車

等の利用

地震、津波災害 火山災害 風水(雪)害等 火災 原子力災害

誘拐や傷害などの 犯罪被害防止

- ✓ スマートフォン、SNSの普及に伴う犯罪被害
- ✓ 学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等
- ✓ 新たな危機事象の出現などにも柔軟に対応
- ✓ 課題により、学校保健や生徒指導の領域と連携

16

学校安全は大きく3つの領域に整理されます。

Iつめは「生活安全」領域で、学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱います。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も「生活安全」領域に含まれます。

2つめは「交通安全」領域で、様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれます。

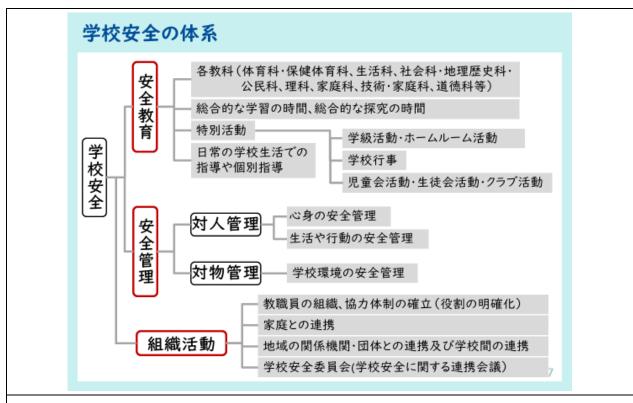
3つめは「災害安全」領域で、一般的には「防災」と呼ばれる領域です。地震や津波災害、火山災害、風水害、雪害などの自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれます。

また、従来想定されていなかった新たな危機事象が近年出現していることから、これらにも柔軟に対応すると共に、課題によっては、学校保健や生徒指導の領域と連携する必要があります。

参照 | 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)p.10,11



2.2 学校安全の体系



学校安全の活動は、安全教育と安全管理、そしてこの両者を円滑に進めるための組織活動という、三つの主要な活動から構成されています。

安全教育と安全管理は、学校安全の両輪です。この両輪を相互に関連づけて円滑に進めることが組織活動です。

参照 | 学校安全資料「生きる力」をはくべむ学校での安全教育(H31.3)p.11,12



3. 学校安全に関わる法令

3.1 安全教育に関わる法令

安全教育に関わる法令

学校教育法に基づく、 教育要領(幼稚園) 学習指導要領(小・中・高・特支)

- ■各教科等の特質に応じて適切に実施
- ■児童生徒等が安全に関する資質・能力を<u>教科</u> 横断的な視点で確実に育むことができるよう、
 - 自助・共助・公助の視点を適切に取り入れ
 - 地域の特性や児童生徒等の実情に応じて
 - 各教科等の安全に関する内容のつながりを整理

21

それでは、学校安全に関わる活動の根拠となる法令等について確認しましょう。

安全教育は、各教科や総合的な学習の時間、特別活動、日常の指導や個別指導からなり、主に学校教育法に基づく教育要領や学習指導要領に、その指導のあり方などが定められています。

こうした安全に関する指導については、各教科等の特質に応じて適切に行うよう努めることとされています。

児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助・ 共助・公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の 安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。

参照

学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)p.13,14



◆ もう少し詳しく学んでみよう!

● 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)付録 p.151~167(PDF:5.8MB)



幼稚園の「教育要領」及び小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の「学習指導要領」から、「防災を含む安全に関する教育(現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容)」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものが抜粋して掲載されています。



○ 学習指導要領「生きる力」のページ(文部科学省)
新しい「教育要領」及び「学習指導要領」に関する各種情報が掲載されています。



3.2 安全管理と組織活動に関わる法令

安全管理と組織活動に関わる法令

学校保健安全法

- ■第26条 学校安全に関する学校の設置者の責務
- ■第27条 学校安全計画の策定等

■ 第28条 学校環境の安全の確保

施設・設備、 管理運営体制の 整備

- 第29条 危険等発生時対処要領の作成等 (危機管理マニュアル)
- 第30条 地域の関係機関等との連携

24

安全管理は、対人管理と対物管理からなり、組織活動は、校内の体制確立や、家庭及び地域の関係機関等との連携からなります。

安全管理と組織活動は、そのあり方について主に学校保健安全法に定められています。

学校保健安全法第26~30条には、学校安全に関する規定が設けられています。

第 26 条は、学校設置者の責務として、学校の施設や設備、管理運営体制の整備などに努めることを定めています。また、第 27 条には各学校における「学校安全計画」の策定、第 28 条には校長が学校環境の安全確保を行うこと、第 29 条には「危険等発生時対処要領」、いわゆる「危機管理マニュアル」を作成することが、さらに第 30 条には地域の関係機関等との連携を図ることが定められています。

参照

学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)p.14~19 学校の危機管理マニュアル作成の手引(H30.2)p.1,10,38,45



◆ もう少し詳しく学んでみよう!

○ 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)付録 p.149~150 (PDF:4.8MB)





学校保健安全法及び同法施行規則の関連条文が判録されています。

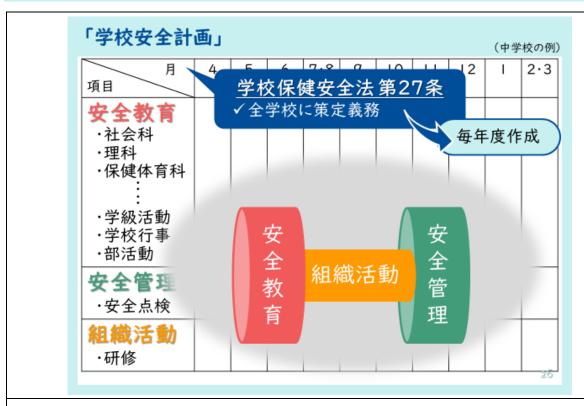
- ◆ 解説:学校保健安全法以外の学校安全に関する法律
 - <u>学校教育法</u>:第21条で、義務教育として行われる普通教育の目標のひとつとして、「8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。」をあげています。また、第23条で、幼稚園における教育の目標として、「1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。」をあげています。
 - 建築基準法:第12条により、政令で定める又は特定行政庁の指定する「特定建築物」の所有者・管理者は、定期的に一級建築士など資格者による建築物や建築設備の定期調査を行い、その調査・検査結果を

所管の特定行政庁に報告することが定められています。ほとんどの学校は「特定建築物」に該当し、また、全ての学校設置者に対して、建物を常時適法な状態に維持するよう努力義務が課せられていることから、文部科学省では、点検の実施義務がない学校設置者に対しても、建築基準法や関係告示等を参考に有資格者による専門的な点検を定期的に実施するよう要請しています。

- <u>消防法</u>:第8条の規定により、学校は防火管理者を定めるとともに、消防計画を作成し、同計画に基づく訓練等を実施しなければなりません。また、第17条3の3の規定により、防火対象物である小学校・中学校・高等学校・大学・専修学校は3年に1回、特定防火対象物である幼稚園・特別支援学校は1年に1回、消防用設備等の点検とその結果の報告が義務付けられています。
- <u>避難確保計画に関する諸法律</u>:次の区域内に立地しており、洪水、土砂災害、津波災害の危険性がある として市町村の地域防災計画に位置付けられた学校(※)は、関連各法により「避難確保計画」の作成・ 避難訓練の実施などが義務付けられています。
 - 洪水浸水想定区域(水防法)
 - 土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)
 - 津波浸水想定区域(津波が災地域づくりに関する法律)
 - ※市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設(水防法、土砂災害防止法)、避難促進施設(津波 防災地域づくりに関する法律)に位置付けられた学校。
- <u>国民保護法:</u>国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法(正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)です。
 - 第 42 条第1項で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することが規定されています。

4. 学校安全計画と危機管理マニュアル

4.1 「学校安全計画」



学校安全計画は、安全教育の内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から年間を見通した安 全に関する諸活動の総合的な基本計画です。

学校保健安全法により、全ての学校で策定が義務付けられており、毎年度、学校の状況や前年度の取組状況等を 踏まえて作成されます。

学校安全計画には、少なくとも、安全点検、児童生徒等に対する安全に関する指導、職員研修に関する事項を盛り 込むことが必要です。

参照 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)p.19~22



◆ もう少し詳しく学んでみよう!

○ 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)付録 p.126~135(PDF:1.1MB) 学校安全計画例として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(先的障害)高等部の例が掲載されていま



す。「学校安全計画」とはどのようなものかをイメージする上で、参考にしてください。



4.2 「危険等発生時対処要領」



学校保健安全法で作成が義務付けられている「危険等発生時対処要領」は危機管理マニュアルとも言い、学校管 理下で危険等が発生した際に、教職員が円滑で的確に対応できるよう、危機管理を実践するための必要事項や手 順を具体的に記載します。

危機管理マニュアルでは、想定される危険について、事前、発生時、事後の三段階で、取り組む内容と教職員の役 割分担を明確にし、関係者間の共通理解を深めます。

新年度のできる限り早い時期に、全ての教職員が必要な事項を共通に理解することが必要です。また、作成した 危機管理マニュアルは、PDCAサイクルを回して、繰り返し改善していかなければなりません。

その際には、文部科学省が発行している「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドラ イン」を参考にすると良いでしょう。

参照

学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)p. 22~24 学校の危機管理マニュアル作成の手引(H30.2)p. 2~5



学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(H24.3)p.6~9



学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(R3.6) 🚇

◆ より詳しく学ぶために...

○ 学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」



「文科省作成資料・取組・事業」のページに、危機管理マニュアルを作成する際に参考となる以下の3つの資料が掲 載されています。また、各都道府県の発行している「マニュアル作成の手引」等を、「都道府県・政令市教育委員会作 成資料一覧」で検索することもできます。



- 学校の危機管理マニュアル作成の手引(H30.2)(PDF:5.7MB)
- 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(H24.3)(PDF:2.1MB)
- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(R3.6) ■



5. 組織活動

5.1 組織活動

組織活動

学校における体制整備



- 管理職がリーダーシップを発揮
- 学校安全計画や危機管理マニュアルに基づいた 組織的な取組を的確に行えるような体制を構築
- 全教職員が、各キャリアステージに応じた学校安全 に関する資質・能力を習得

家庭・地域・関係機関との連携

児童生徒等の安全に関する課題について...

家庭・地域・関係機関等が連携・協働できる体制を 構築し、それぞれの責任と役割を分担

30

これまでみてきた学校安全の活動を効果的に進めていくためには、組織活動が重要です。

まず、管理職のリーダーシップの下、組織的な取組を的確に行えるような体制を学校内で構築するとともに、全ての教職員が、必要に応じた資質・能力を身に付けます。

また、学校と家庭・地域・関係機関等との連携も不可欠です。家庭・地域・関係機関等が連携・協働できるよう体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが重要です。

学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)p.107~114



参照

学校の危機管理マニュアル作成の手引(H30.2)p.6~9



学校防災マニュアル (地震・津波災害)作成の手引き (H24.3) p.10,11



◆ もう少し学んでみよう!

○ 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 p.107~114(PDF:2.4MB) 「第5章 安全教育と安全管理における組織活動」として、学校安全のための組織活動について少し詳しく紹介しています。





URL 一覧(令和 4 年 12 月 10 日時点)

共通参照資料

- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)
 - 第 | 章 総説

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_03.pdf

- 第2章 学校における安全教育
 - https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_04.pdf
- 第3章 学校における安全管理
 - https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_05.pdf
- 第4章 事故等発生時における心のケア
 - $https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_06.pdf$
- 第5章 安全教育と安全管理における組織活動
 - $https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_07.pdf$
- 別表 安全管理の対象、項目等
 - $https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_08.pdf$
- 付録 学校安全計画例
 - $https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_09.pdf$
- 付録 安全に関する指導の内容例
 - https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681 10.pdf
- 付録 安全点検表の一例
 - $https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_I1.pdf$
- 付録 学校保健安全法(別表・付録全体)
 - $https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_02.pdf$
- 付録 幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領(抄)
 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_13.pdf
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引(文部科学省 H30.2)
 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf
- 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(文部科学省 H24.3) https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai02.pdf
- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(文部科学省 R3.6) https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

1. 学校安全の重要性

- 校内研修シリーズ No.32「学校安全(総論)」((独)教職員支援機構) https://www.nits.go.jp/materials/intramural/032.html
- 第3期教育振興基本計画(閣議決定 H30.6.15) https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1406059.htm
- 第3次学校安全の推進に関する計画(文部科学省 R4.3)https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/index.html

- 第3次学校安全の推進に関する計画
 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/data-3/3keikaku-zenbun.pdf
- 第3次学校安全の推進に関する計画【概要】
 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/data-3/3keikaku-gaiyou.pdf
- 第3次学校安全の推進に関する計画(周知)
 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/data-3/3keikaku.pdf

3. 学校安全に関わる法令

- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3) 付録 幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領(抄) https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/141 6681_13.pdf
- 学習指導要領「生きる力」のページ(文部科学省)https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm
- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)付録 学校保健安全法(別表・付録全体) https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/141 6681_02.pdf

4. 学校安全計画と危機管理マニュアル

- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)付録 学校安全計画例 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/141 6681_09.pdf
- 学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引(文部科学省 H30.2)https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf
- 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(文部科学省 H24.3) https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai02.pdf

5. 組織活動

● 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)第5章 安全教育と安全管理における組織活動 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/141 6681_07.pdf

学校安全に関する教職員の資質・能力の向上のための調査研究事業 教職員のための学校安全 e-ラーニング 基礎研修① テキスト資料

発行年月令和4年12月著作権所有文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話 03-5253-4111

※本資料の内容を引用・転載する際には、出典を記載してください。